

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和3年4月12日 06時05分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位156° 1.8海里付近 (概位 北緯34°40.2′ 東経134°51.1′)
事故の概要	プレジャーボートKAZUWAKAは、南進中、のり養殖施設に進入し、同施設のロープに絡索した。
事故調査の経過	令和3年4月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート KAZUWAKA、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	252-19552兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 養殖区画のロープに切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：海上 波高 約0.5m 兵庫県加古川市には、令和3年4月12日03時42分に強風注意報が発表され、本事故当ても継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、舵輪の前に立ち、東播磨港外ののり養殖施設の水路を、東播磨港南東方沖の釣り場に向け、水路の左方に向けて左転して南進中、のり養殖施設に進入して異音が聞こえると同時に同施設のロープに絡索した。 船長は、118番通報を行い、本船は、海上保安庁からの連絡で来援したのり網を所有する漁業協同組合の所属船によりロープが切断され、巡視艇にえい航されて定係地に戻った。 船長は、5日前に通過したときと比べ、のり網の設置状況が変わっていたのでのり網が撤去されたものと思い、のり網がまだ設置されていることに気付かずに、のり網がないと思われる水路の左方に向けて左転し、のり網を目前に認めたものの避ける間がなかったと本事故後に思った。 船長は、本事故時、風がややあり、風浪でのり網が見えにくかったが、しっかり前路を見ておけばよかったと本事故後に思った。
分析	本船は、強風注意報が発表され、風浪でのり網が見えにくい中、のり養殖施設の水路を南進中、船長が、のり網がすでに撤去されたものと思い、のり網がないと思われる水路の左方に左転して進行した

	<p>ことから、のり網がまだ設置されていることに気付かずに同施設に進入し、ロープに絡索して養殖施設が損傷したものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、強風注意報が発表され、風浪でのり網が見えにくい中、のり養殖施設の水路を南進中、船長が、のり網がないと思われる水路の左方に左転して進行したため、のり網がまだ設置されていることに気付かずに同施設に進入し、ロープに絡索して養殖施設が損傷したことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のり養殖施設の水路を通過する場合、のり養殖施設の設置状況を事前に確認するとともに、周囲の見張りを適切に行うこと。